



小樽市住宅エコリフォーム助成制度の概要

趣 旨

市内における環境負荷の低減及び空き家の有効活用を図るため、住宅の断熱改修や省エネ型設備機器など省エネ改修を行った場合、その工事費用の一部を助成します。

対象となる住宅

- 市内の一戸建て住宅（空き家も含む）
- 共同住宅の住戸専用部分
- 店舗や事務所併用住宅等は住宅部分のみ対象
- 耐震性能があるもの（昭和56(1981)年6月1日以降に着工されたもの等）



- 「小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資制度」との併用は不可
- 「小樽市省エネ家電転換促進補助金」との併用は不可
- 国が実施する住宅の省エネに係る支援事業との併用はできません。
- 同一住宅の助成は1回限り（省エネ水準の向上が図られるもの）

対 象 者

- 市内に住所を有する者
- 住宅エコリフォームを行う住宅の所有者であること
- 市税を滞納していない者
- 小樽市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団員でない者（同居者も含む）

施 工 業 者

- 下記に該当し、「小樽市住宅エコリフォーム助成事業資格登録者」として登録した者。（3か年度有効）



下記に該当すること

- ・市内事業者で、法人にあっては市内に本店を有する者、または、個人にあっては市に住所を有する者。
- ・市税を滞納していない者。

申請期間・対象者の決定

- 完了届の提出 令和9年1月末日まで
- 対象者の決定方法 **先着順(予算額に達した時点で受付を終了いたします。)**

受付先・問合せ等

小樽市建設部建築住宅課（建設部庁舎3階）
〒047-0024 小樽市花園5丁目10番1号

電 話：0134-32-4111 内線 7364
FAX：0134-32-3963
メール：kentiku-jutaku@city.otaru.lg.jp

助成対象となる工事（部分改修）

(1) 開口部の断熱化工事【必須工事】

- 外窓の交換、内窓の新設・交換、ガラスの交換、玄関戸の交換
(※1か所以上を実施しなければならない)

(2) 躯体等の断熱化工事【(1)と併せて行うものに限る】

- 外壁、屋根・天井又は床の断熱化工事（一部も含む）
(※外皮の断熱改修)

(3) 設備の効率化等に係る工事【(1)と併せて行うものに限る】

- 太陽熱利用システム
- 高断熱浴槽
- 高効率給湯機
 - ①電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート）
 - ②潜熱回収型ガス給湯機（エコジョーズ）
 - ③潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）
 - ④ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）
- 節湯水栓
- 燃料電池システム（エネファーム）
- コージェネレーション設備
- 蓄電池
- LED照明（工事を伴うものに限る）
- 節水型トイレ
- 空気清浄機能・換気機能付きエアコン（省エネ基準対応・寒冷地仕様に限る）
- 太陽光発電設備

(1), (2) の工事を行う改修部分が **仕様基準（省エネ基準 又は ZEH水準）** に適合、(3)は**各省エネ型設備機器等の要件等**に適合することが条件。



詳細につきましては、お問合せください。

その他、助成対象となる工事（全体改修）及び 計画の策定等

■ 住宅全体を省エネ改修する工事 【下記の条件を満足するもの】

- ・「省エネ基準」又は「ZEH水準」に相当することについて、BELS*等の認証・評価を受けているもの（取得予定も含む）
- ・階数が2以下かつ床面積の合計が500㎡以下の木造住宅を「ZEH水準」とする場合は、構造計算等により構造安全性が確認できるもの など

■ 住宅の省エネ化等のための計画の策定等

- ・全体改修と併せて行う省エネ化の調査・設計・計画に要する費用
- ・BELS*の評価・認証費用や全体改修(ZEH水準)に伴う構造補強工事の設計費用

*BELS：建築物の省エネルギー性能表示に係る第三者による認証制度をいう。

全体改修や計画の策定等の詳細につきましては、お問合せください。

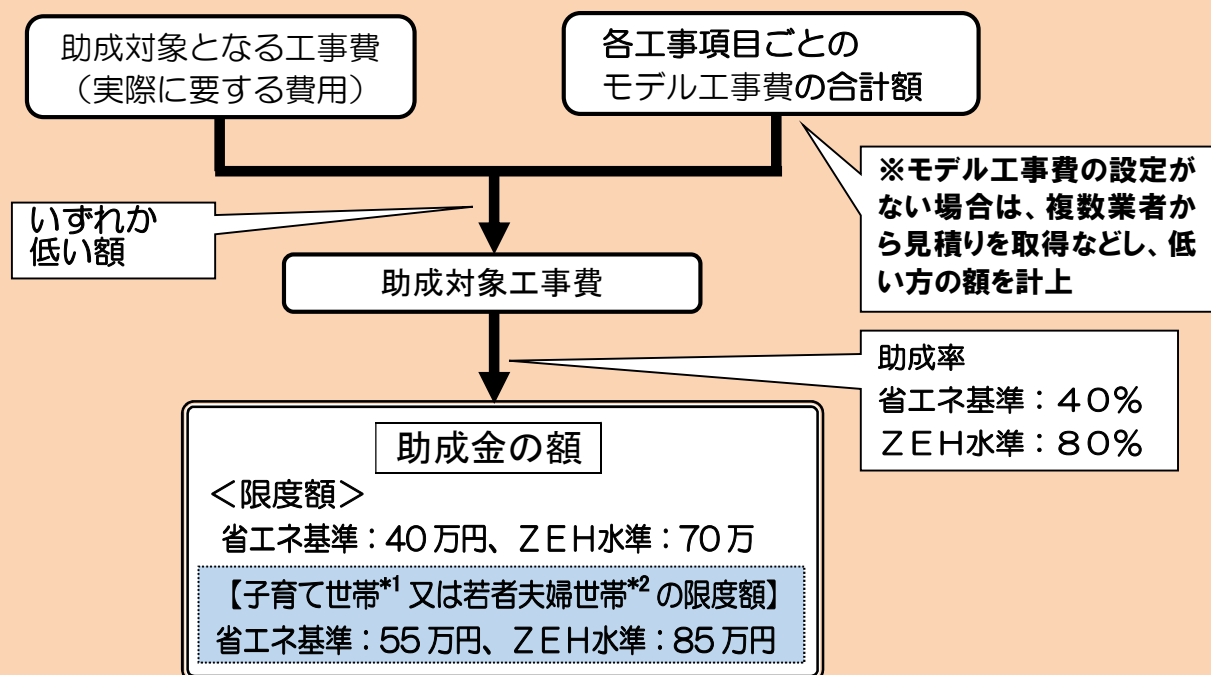
助成対象とならない工事

- 仕様基準を満足しない断熱化工事
(例：既存グラスウールを密度 24K 厚さ 100 mmのグラスウールに交換)
- 新築工事
- 外装材の張り替え、塗り替えのみの改修工事
- 屋根板を不燃材料などでの葺き替えのみの改修工事
- 内部の模様替え
- 省エネ水準の向上が伴わない改修工事
(例：省エネ水準（要件等）を満足している既存設備の取替えや更新、明らかに ZEH 水準に適合する住宅に対して行う省エネ改修工事)

※他にも対象とならない工事がありますので、事前に相談をお願いします。

助成の額

- 助成は予算の範囲内で行い、限度額は次のとおりです。
省エネ基準：40万円（子育て世帯*1又は若者夫婦世帯*2は55万円）
ZEH水準：70万円（子育て世帯*1又は若者夫婦世帯*2は85万円）
- 助成率は、省エネ基準：40%、ZEH水準：80%
- 助成対象工事費は、対象となる工事費（実際に要する費用）と各々のモデル工事費（※4ページ参照）を比較し、いずれか低い額の合計とします。



【*1】子育て世帯：申請時点で18才未満の子と同居し、生活を共にしている世帯 ※

【*2】若者夫婦世帯：申請時点で夫婦であり、いずれかが40才未満で、同居し、生活を共にしている世帯 ※

※年齢については、満年齢に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者も含むものとする。
※自ら居住する住宅の住宅エコリフォームを行う場合に、限度額加算の対象となります。



助成対象工事費について、設備の工事費は、断熱化工事費の同額以下とする必要があります。〔設備の効率化等に係る工事費 ≤ 開口部及び躯体等の断熱化工事費〕



モデル工事費（基準単価）

（１）開口部の断熱化工事

対象となる改修工事			モデル工事費		
部位	工事内容	面積		省エネ基準	ZEH水準
窓	(ア)ガラス交換	大	1.4㎡以上	88,000円/枚	112,000円/枚
		中	0.8㎡以上 1.4㎡未満	64,000円/枚	80,000円/枚
		小	0.1㎡以上 0.8㎡未満	24,000円/枚	32,000円/枚
	(イ)内窓設置 ・外窓交換	大	2.8㎡以上	200,000円/箇所	272,000円/箇所
		中	1.6㎡以上 2.8㎡未満	160,000円/箇所	216,000円/箇所
		小	0.2㎡以上 1.6㎡未満	136,000円/箇所	176,000円/箇所
ドア	(ウ)ドア交換	—	開戸：1.8㎡以上 引戸：3.0㎡以上	288,000円/箇所	392,000円/箇所
		—	開戸：1.0㎡以上 1.8㎡未満 引戸：1.0㎡以上 3.0㎡未満	256,000円/箇所	344,000円/箇所

※ガラス交換の工事規模は、ガラスの寸法によるものとする。

※内窓設置、外窓交換又はドア交換の工事規模は、内窓若しくは外窓のサッシ枠又は開き戸若しくは引戸の戸枠の枠外寸法によるものとする。

※内窓設置は内窓交換を含む。

（２）躯体等の断熱化工事

工事内容	断熱材の区分	熱伝導率 (W/m・K)	1立方メートル当たりのモデル工事費	
			省エネ基準	ZEH水準
(ア)外壁	A～C	0.052～0.035	168,000円/㎡	225,000円/㎡
	D～F	0.034以下	252,000円/㎡	338,000円/㎡
(イ)屋根・天井	A～C	0.052～0.035	60,000円/㎡	80,000円/㎡
	D～F	0.034以下	102,000円/㎡	137,000円/㎡
(ウ)床	A～C	0.052～0.035	210,000円/㎡	280,000円/㎡
	D～F	0.034以下	316,000円/㎡	420,000円/㎡

*断熱材の区分は、10～12ページ参照

（３）設備の効率化等に係る工事

エコ住宅設備の種類	モデル工事費（省エネ基準、ZEH水準共）
(ア)太陽熱利用システム	452,000円/戸
(イ)高断熱浴槽	437,000円/戸
(ウ)高効率給湯機 ・電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート） ・潜熱回収型ガス給湯機（エコジョーズ） ・潜熱回収型石油給湯機（エコフィール） ・ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）	279,000円/戸
(エ)節湯水栓	63,000円/台
(オ)蓄電池	510,000円/戸
(カ)節水型トイレ 掃除しやすい機能を有するもの以外 掃除しやすい機能を有するもの	168,000円/台
	184,000円/台
(キ)空気清浄機能・換気機能付きエアコン （省エネ基準対応・寒冷地仕様）	359,000円/戸

*申請のあった住宅に対して設置する太陽熱利用システム、高断熱浴槽、蓄電池、節水型トイレ、空気清浄機能・換気機能付きエアコンは、設備の種類ごとに、1台分までを助成対象とする。

*申請のあった住宅に対して設置するエコキュート、エコジョーズ、エコフィール、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機、エネファーム、コージェネレーション設備のいずれかの1台分を助成対象とする。

*節湯水栓については、設置する台数分を助成対象とする。

*円/戸：一の住宅における単価

（注）「開口部の断熱化工事」は、必須となります。そのうえで、併せて実施する「躯体等の断熱化工事」、「設備の効率化等に係る工事」も助成対象とすることができます。



助成対象工事費について、設備の工事費は、断熱化工事費の同額以下とする必要があります。〔設備の効率化等に係る工事費 ≤ 開口部及び躯体等の断熱化工事費〕



省エネ改修工事の仕様等（部分改修）

「部分改修」の省エネ性能につきましては、国が定めている仕様基準を満たす必要があります。

省エネ性能の適合性の判断

- （１）開口部及び（２）躯体等の断熱化工事、（３）省エネ設備機器において、カタログ等により、仕様基準や要件等の適合を確認できるものは、使用できます。

- 《国土交通省の省エネに関する支援事業》

みらいエコ住宅 2026 事業

HPアドレス [\(https://mirai-eco2026.mlit.go.jp/\)](https://mirai-eco2026.mlit.go.jp/)

上記の支援事業の公式ホームページに登録されている建材、設備機器等（一部を除く）を使用する場合も助成対象にできます。（仕様基準や要件等に適合するもの）

- なお、小樽市における省エネ基準の地域区分は、「２」地域です。

（１）開口部の断熱化工事（必須工事）

- ・ 開口部の仕様基準は、以下のとおりです。カタログ等により確認ください。

◇ 開口部の熱貫流率 (W/m²K) [省エネ基準] 2.3 以下、[ZEH水準] 1.9 以下

- ・ 国土交通省の支援事業のホームページにおいて、開口部の改修では「断熱等」の機能を有する建材が対象です。
- ・ なお、登録された製品型番と、各メーカーのカタログ等に記載された品番とは、異なるケースがありますのでご注意ください。問合せは各メーカーに確認ください。
※本市の地域区分2に適合した建材であることをご確認ください。

（２）躯体等の断熱化工事（任意工事：開口部の断熱化工事と併せて実施）

- ・ 仕様基準のひとつに断熱材の熱抵抗値 (m²K/W) が定められています。熱抵抗値を満たした断熱材の必要厚さを確保する必要があります。
- ・ 例として、「一戸建て住宅」の断熱材の熱抵抗値と必要厚さを 10, 11 ページに記載していますので、参考にしてください。
- ・ 国土交通省の支援事業で登録された断熱材も使用可能です。小樽市の地域区分「２」に応じて、各部位ごとに定められた仕様基準に適合する厚さで施工してください。

（３）設備の効率化等に係る工事（任意工事：開口部の断熱化工事と併せて実施）

- ・ カタログ等により 13, 14 ページの表「要件等・備考」に記載する性能以上のものを選定してください。
- ・ 太陽熱利用システム、高断熱浴槽、高効率給湯機（電気ヒートポンプ給湯機他3機）、節湯水栓、蓄電池は、国土交通省の支援事業で登録されたものは助成対象として選択可能です（要件等に適合することを再度ご確認ください）。
- ・ 節水型トイレ、空気清浄機能・換気機能付きエアコン（寒冷地仕様）は、みらいエコ住宅 2026 事業で登録されたものは選択可能です（要件等に適合することを再度ご確認ください）。
- ・ LED照明は、施工業者が工事を実施するものが対象です。（電球の交換など工事作業が伴わないものは対象外）

【設備機器等の「ZEH水準」の適用についての留意事項】（13, 14 ページ関係）

▶ 単一の機器を設置することでも ZEH 水準が適用されるもの

- ・太陽熱利用システム
- ・高効率給湯機のうち、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機
- ・燃料電池システム（エネファーム）
- ・コージェネレーション設備
- ・蓄電池
- ・LED照明（工事を伴うものに限る）
- ・節水型トイレ
- ・空気清浄機能・換気機能付きエアコン（省エネ基準対応・寒冷地仕様）
- ・太陽光発電設備

▶ 3種類の機器を設置することで ZEH 水準が適用されるもの

- ・高断熱浴槽
- ・高効率給湯機のうち、電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート）、潜熱回収型ガス給湯機（エコジョーズ）、潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）のいずれか
- ・浴室シャワー水栓

※ 上記の設備機器のうち1又は2種類の設備が既設であった場合、当該既設設備と新たに設置する1又は2種類の設備をもって3種類の機器を設置するものとみなし、新たに設置する設備に ZEH 水準を適用します。

【例①】 エコキュート設置済みの住宅で、今回、高断熱浴槽と浴室シャワー水栓を設置 ⇒ ZEH 水準を適用

【例②】 従来型の給湯機を存置したまま、今回、高断熱浴槽と浴室シャワー水栓を設置 ⇒ 省エネ基準を適用

▶ ZEH 水準が適用されないもの

- ・浴室シャワー水栓以外の節湯水栓

【留意事項：設備の効率化等に係る工事の助成対象工事費の取扱い】

助成対象工事費について、『設備の効率化等に係る工事費』は、『開口部及び躯体等の断熱化工事費』の同額以下であることが必要です。（実際の工事費に関しては、同額以下である必要はありません。）

<例> 設備の効率化等に係る助成対象工事費が 56 万円、開口部（複数箇所）・躯体等の断熱化に係る助成対象工事費が 50 万円

⇒ 設備に係る工事費が、断熱化に係る工事費を超える（56 万円 \geq 50 万円）ため、設備に係る工事費 56 万円全額が助成対象工事費とはなりません。

この場合、「設備に係る工事費が 50 万円、断熱化に係る工事費が 50 万円」という内容での申請となります。（設備に係る工事費 50 万円までが助成対象で、残りの工事費 6 万円分については、助成対象外となります。）

◇ みらいエコ住宅 2026 事業のホームページによる確認（参考）

（1）開口部の断熱化工事

性能区分について、小樽市における仕様基準の断熱性能を満たすことを確認（B以上の断熱性能）

① 外窓交換

ホームページ掲載例：開口部の改修（外窓）【断熱等】

メーカー名	製品名	製品型番	サイズ (L~S)	性能区分	補助事業
●●●	■ ■ ■	▲ ▲ ▲ ▲	L	A	窓リノベ
○○○	□ □ □	△ △ △ △	M	B	みらいエコ
◆ ◆ ◆	◇ ◇ ◇	▼ ▼ ▼ ▼	S	B	みらいエコ

* 【サイズ】 S（=小）：0.2㎡以上 1.6㎡未満、M（=中）：1.6㎡以上 2.8㎡未満、L、G（=大）：2.8㎡以上

②内窓設置

ホームページ掲載例：開口部の改修（内窓）

メーカー名	製品名	製品型番	サイズ (L~S)	性能区分	補助事業
●●●	■ ■ ■	▲▲▲▲	L	A	窓リノベ
○○○	□□□	△△△△	M	B	みらいエコ
◆◆◆	◇◇◇	▼▼▼▼	S	B	みらいエコ

③ドア交換

ホームページ掲載例：開口部の改修（ドア）【断熱等】

メーカー名	製品名	製品型番	サイズ 区分 (5~1)	開閉 方式	性能 区分	補助事業	サイズ
●●●	■ ■ ■	▲▲▲▲	2	開戸	B	窓リノベ	小
○○○	□□□	△△△△	4	引戸	B	みらいエコ	大

*【外窓、内窓サイズ】 S（=小）：0.2㎡以上1.6㎡未満、M（=中）：1.6㎡以上2.8㎡未満
L、G（=大）：2.8㎡以上

*【ドアサイズ】 開戸 1：1.0㎡以上1.6㎡未満、2：1.6㎡以上1.8㎡未満
3：1.8㎡以上2.8㎡未満、4：2.8㎡以上
引戸 1：1.0㎡以上1.6㎡未満、2：1.6㎡以上2.8㎡未満
3：2.8㎡以上3.0㎡未満、4：3.0㎡以上

* 外窓、内窓、ドアの性能区分

性能区分	熱貫流率
P	1.1 以下
S	1.1 超 1.5 以下
A	1.5 超 1.9 以下
B	1.9 超 2.3 以下
C	2.3 超 2.9 以下
D	2.9 超 3.5 以下
E	3.5 超 4.7 以下

開口部の断熱性能（小樽市）

●熱貫流率（W/㎡K）
〔省エネ基準〕2.3 以下
〔ZEH水準〕1.9 以下

④ガラス交換

●ガラスは、既存のサッシの状況により、以下の種類に分類されます。サッシとの組み合わせにより、窓の性能区分（P,S,A,B等）が決まります。詳細については、各メーカーにご確認ください。

*ガラス交換用製品の種類

- 汎用ガラス：一般的なガラス交換用の製品で、既存のサッシのサイズに合わせて加工され、取り付けされます。「木製・樹脂製」、「金属とその他素材との複合」または「金属製」のサッシとそれぞれ組み合わせることができます。
- リフォーム専用ガラス：既存の「金属製」サッシに付属する単層（1枚）ガラスを、複層ガラスに交換する際の製品です。アタッチメントが付いた製品や薄型の複層ガラス製品があります。
- 二重窓リフォーム品：既存の二重窓（内窓と外窓がある状態）のどちらかのガラスを交換する際の製品です。「木製・樹脂製」、「金属とその他素材との複合」または「金属製」サッシとそれぞれ組み合わせることができます。

ホームページ掲載例：開口部の改修（ガラス）【断熱等】

メーカー名	製品名	製品型番	サイズ (L~S)	ガラス仕様名	グレード コード	補助事業
●●●	■ ■ ■	▲▲▲▲	S	Low-E 真空ガラス	R3	※
○○○	□□□	△△△△	M	Low-E 複層ガラス	GE	※

*【サイズ】 S（=小）：0.1㎡以上0.8㎡未満、M（=中）：0.8㎡以上1.4㎡未満
L、G（=大）：1.4㎡以上

* グレードコード（ガラス中央部の熱貫流率：W/(m²・K)）

製品区分	ガラス中央部の熱貫流率	グレードコード		製品区分	ガラス中央部の熱貫流率	グレードコード	
		断熱等	断熱等+防災			断熱等	断熱等+防災
汎用品ガラス	0.54 以下	GA	GAS	リフォーム専用ガラス	0.54 以下	R1	—
	0.77 以下	GA2	GA2S		1.0 以下	R2	—
	0.99 以下	GB	GBS		1.7 以下	R3	—
	1.0 以下	GC	GCS		2.5 以下	R4	—
	1.3 以下	GD	GDS		3.9 以下	R5	—
	1.4 以下	GE	GES	二重窓外窓リフォーム品 (外窓のガラス交換)	0.60 以下	WA	WAS
	1.7 以下	GF	GFS		1.1 以下	WB	WBS
	1.9 以下	GG	GGS		1.5 以下	W1	W1S
	2.2 以下	GH	GHS		1.9 以下	W2	W2S
	2.5 以下	GI	GIS		2.5 以下	W3	W3S
	2.8 以下	GJ	GJS		2.6 以下	W4	W4S
	2.9 以下	GK	GKS		3.1 以下	W5	W5S
	3.8 以下	GL	GLS		3.9 以下	W6	W6S
	3.9 以下	GM	GMS		二重窓内窓リフォーム品 (内窓のガラス交換)		

※ 二重窓内窓リフォーム品（内窓のガラス交換）は、「断熱等+防災」は対象外

(2) 躯体等の断熱化工事

ホームページ掲載例：外壁、屋根・天井又は床の断熱改修（断熱材）

メーカー名	製品名・製品愛称	製品型番	断熱材区分 (A-1~F)	厚さ (ミリ)	熱抵抗値	厚さ×幅×長さ(寸法;ミリ)	1個当たり体積(m ³)
●●●	■■■ブロー	▲▲▲▲	A-1				
○○○	□□□パネル	△△△△	E	100	4.2	100×662×2845	0.173
◆◆◆	◇◇◇ロール	▼▼▼▼	A-2	100	2		

- ※ 仕様基準で定められた各部位における熱抵抗値に適合する厚みで施工する必要があります。
- ※ 小樽市における仕様基準で定められた一戸建て住宅の各部位の熱抵抗値は、省エネ基準は10ページ、ZEH水準は11ページに記載しています。

熱抵抗値【m²K/W】＝断熱材の厚さ【m】÷断熱材の熱伝導率【W/mK】
 断熱材の厚さ【m】＝熱抵抗値【m²K/W】×断熱材の熱伝導率【W/mK】

(3) 設備の効率化等に係る工事

- みらいエコ住宅2026事業で登録されたエコ住宅設備のホームページ掲載例は次のとおりで、これらは選択可能ですが、13、14、15ページの表の「要件等・備考」欄に記載する性能以上ものを選定してください。

ホームページ掲載例：エコ住宅設備の設置（太陽熱利用システム）

メーカー名	製品名・製品愛称	製品型番	液体集熱式／空気集熱式の区分	集熱器面積 (m ²)	貯湯タンクの貯湯量(リットル)
●●●	■■■	▲▲▲▲	液体集熱式	4.36	430
○○○	□□□	△△△△	空気集熱式	9.35	

ホームページ掲載例：エコ住宅設備の設置（高断熱浴槽）

メーカー名	製品名・製品愛称	製品型番
●●●	■■■	▲▲▲▲
○○○	□□□	△△△△

ホームページ掲載例：エコ住宅設備の設置（高効率給湯器）【エコジョーズ】

メーカー名	製品名・製品愛称	製品型番	給湯部熱効率/ モード熱効率(%)	補助事業		
				みらいエコ	給湯省エネ	賃貸集合 給湯省エネ
●●●	ガス瞬間湯沸機	▲▲▲▲	90.5	○	×	○追
○○○	ガス瞬間湯沸器	△△△△	95	○	×	○追

ホームページ掲載例：エコ住宅設備の設置（高効率給湯器）【エコフィール】

メーカー名	製品名・製品愛称	製品型番	エネルギー消費効率 (%) [モード熱効率/ 連続給湯効率]	補助事業		
				みらいエコ	給湯省エネ	賃貸集合 給湯省エネ
●●●	石油小型給湯機 (給湯専用)	▲▲▲▲	91.9	○	×	○
○○○	石油小型給湯機付ふろがま (給湯・ふろ)	△△△△	95	○	×	×

ホームページ掲載例：エコ住宅設備の設置（高効率給湯器）【エコキュート】

メーカー名	製品名	製品型番	寒冷地仕様	年間給湯保温 効率又は年間 給湯効率	補助事業			
					みらい エコ	給湯省 エネ	加算要件	賃貸集合 給湯省エネ
●●●	電気ヒートポンプ給湯 機(エコキュート)	▲▲▲▲	○	2.7	○	○	○	×
○○○	電気ヒートポンプ給湯 機(エコキュート)	△△△△	○	2.9	○	○	○	○

ホームページ掲載例：エコ住宅設備の設置（高効率給湯器）【ハイブリッド】

メーカー名	製品名・製品愛称	製品型番(ヒート ポンプユニット)	年間給湯効率 (%)	補助事業			
				みらい エコ	給湯省 エネ	加算要件	賃貸集合 給湯省エネ
●●●	ハイブリッドふろ給湯 システム	▲▲▲▲	125.8	○	○	○	×
○○○	ハイブリッド給湯・暖 房システム	△△△△	142.3	○	○	○	×

ホームページ掲載例：エコ住宅設備の設置（節湯水栓）

メーカー名	製品種別	製品型番	設置場所	節湯水栓種類	節湯水栓確認方法
●●●	シングル温水混合水栓	▲▲▲▲	台所水栓	節湯C1	節湯水栓適合確認書
○○○	サーモスタット温水混合 水栓	△△△△	浴室シャ ワー水栓	節湯B1	節湯水栓適合確認書と 性能証明書

※「みらいエコ住宅 2026 事業」に登録されている建材等やエコ住宅設備を使用する場合は、基準や要件等に適合していることをご確認ください。

(参考) 一戸建て住宅の断熱材の熱抵抗値と必要厚さ【省エネ基準】

熱抵抗値【m ² K/W】 =断熱材の厚さ【m】 ÷断熱材の熱伝導率【W/mK】		断熱材の区分		A-1	A-2	B	C	D	E	F		
		断熱材の熱伝導率【W/mK】		0.052 ~ 0.051	0.050 ~ 0.046	0.045 ~ 0.041	0.040 ~ 0.035	0.034 ~ 0.029	0.028 ~ 0.023	0.022 以下		
構造、 構法又 は工法	断熱材の 施工法	部 位		小樽市 における 熱抵抗値 【m ² K/W】 (以上)								
				(参考値)断熱材の厚さ【mm】(以上)								
木造 軸組 工法	充填断熱	屋根		6.6	345	330	300	265	225	185	150	
		天井		5.7	300	285	260	230	195	160	130	
		壁		3.3	175	165	150	135	115	95	75	
		床	外気に 接する部分	5.2	275	260	235	210	180	150	115	
			その他の 部分	3.3	175	165	150	135	115	95	75	
		内断熱、 外断熱又は 両面断熱	土間床等 の外周部 の基礎壁	外気に 接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
その他の 部分	1.2			65	60	55	50	45	35	30		
木造 枠組壁 工法	充填断熱	屋根		6.6	345	330	300	265	225	185	150	
		天井		5.7	300	285	260	230	195	160	130	
		壁		3.6	190	180	165	145	125	105	80	
		床	外気に 接する部分	4.2	220	210	190	170	145	120	95	
			その他の 部分	3.1	165	155	140	125	110	90	70	
		内断熱、 外断熱又は 両面断熱	土間床等 の外周部 の基礎壁	外気に 接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
その他の 部分	1.2			65	60	55	50	45	35	30		
木造軸 組工法、 木造枠 組壁工 法又は 鉄骨造	外張断熱又は 内張断熱	屋根又は天井		5.7	300	285	260	230	195	160	130	
		壁		2.9	155	145	135	120	100	85	65	
		床	外気に 接する部分	3.8	200	190	175	155	130	110	85	
			その他の 部分	—	—	—	—	—	—	—	—	
		内断熱、 外断熱又は 両面断熱	土間床等 の外周部 の基礎壁	外気に 接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
				その他の 部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30
鉄筋コ ンクリ ート造等	内断熱	屋根又は天井		8.9	465	445	405	360	305	250	200	
	外断熱			10.9	570	545	495	440	375	310	240	
	両面断熱			5.7	300	285	260	230	195	160	130	
	内断熱	壁		5.4	285	270	245	220	185	155	120	
	外断熱又は 両面断熱			2.8	150	140	130	115	100	80	65	
	内断熱又は 両面断熱	床	外気に 接する部分	5.3	280	265	240	215	185	150	120	
				12.3	640	615	555	495	420	345	275	
	外断熱		その他の 部分	2.9	155	145	135	120	100	85	65	
				5.9	310	295	270	240	205	170	130	
	内断熱、 外断熱又は 両面断熱	土間床等 の外周部 の基礎壁	外気に 接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80	
その他の 部分			1.2	65	60	55	50	45	35	30		

※「内断熱」とは、鉄筋コンクリートその他これに類する構造体（以下「鉄筋コンクリート等の構造体」という。）の室内側に断熱施工する方法をいい、「外断熱」とは、鉄筋コンクリート等の構造体の室外側に断熱施工する方法をいい、「両面断熱」とは、鉄筋コンクリート等の構造体の室内側及び室外側の両方に断熱施工する方法をいう。

※ 木造軸組構法、木造枠組壁工法又は鉄骨造において、「外張断熱」とは、屋根及び天井にあっては屋根たる木、小梁及び軒桁の室外側、壁にあっては柱、間柱及びたて枠の室外側、外気に接する床にあっては床組材の室外側に断熱施工する方法をいい、「内張断熱」とは、壁において柱及び間柱の室内側に断熱施工する方法をいう。

※「土間床等」とは、地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないものをいう。

*【告示】『住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準

1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準』（平成28年1月29日国土交通省告示第266号）

HPアドレス <https://www.mlit.go.jp/common/001880628.pdf>

(参考) 一戸建て住宅の断熱材の熱抵抗値と必要厚さ【ZEH水準】

熱抵抗値【m ² K/W】 =断熱材の厚さ【m】 ÷ 断熱材の熱伝導率【W/mK】		断熱材の区分		A-1	A-2	B	C	D	E	F	
		断熱材の熱伝導率【W/mK】		0.052 ~ 0.051	0.050 ~ 0.046	0.045 ~ 0.041	0.040 ~ 0.035	0.034 ~ 0.029	0.028 ~ 0.023	0.022 以下	
構造、 構法又 は工法	断熱材の 施工法	部 位		小樽市 における 熱抵抗値 【m ² K/W】 (以上)	(参考値) 断熱材の厚さ【mm】 (以上)						
木造軸 組工法 又は 木造枠 組工法	充填断熱	屋根		6.9	360	345	315	280	235	195	155
		天井		5.7	300	285	260	230	195	160	130
		壁		4.0	210	200	180	160	140	115	90
		床	外気に 接する部分	5.0	260	250	225	200	170	140	110
			その他の 部分	3.5	175	165	150	135	115	95	75
		内断熱、 外断熱又は 両面断熱	土間床等 の外周部 の基礎壁	外気に 接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100
その他の 部分	1.2			65	60	55	50	45	35	30	
木造軸 組工法、 木造枠 組壁工 法又は 鉄骨造	外張断熱又は 内張断熱	屋根又は天井		6.3	330	315	285	255	215	180	140
		壁		3.8	200	190	175	155	130	110	85
		床	外気に 接する部分	4.5	235	225	205	180	155	130	100
			その他の 部分	—	—	—	—	—	—	—	—
	内断熱、 外断熱又は 両面断熱	土間床等 の外周部 の基礎壁	外気に 接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
			その他の 部分	1.2	65	60	55	50	45	35	30
鉄筋コ ンクリ ート造等	内断熱	屋根又は天井		8.9	465	445	405	360	305	250	200
	外断熱			10.9	570	545	495	440	375	310	240
	両面断熱			5.7	300	285	260	230	195	160	130
	内断熱	壁		8.9	465	445	405	360	305	250	200
	外断熱又は 両面断熱			3.7	195	185	170	150	130	105	85
	内断熱又は 両面断熱	床	外気に 接する部分	5.3	280	265	240	215	185	150	120
	外断熱		12.3	640	615	555	495	420	345	275	
	内断熱又は 両面断熱		その他の 部分	2.9	155	145	135	120	100	85	65
	外断熱		5.9	310	295	270	240	205	170	130	
	内断熱、 外断熱又は 両面断熱	土間床等 の外周部 の基礎壁	外気に 接する部分	3.5	185	175	160	140	120	100	80
その他の 部分			1.2	65	60	55	50	45	35	30	

※「内断熱」とは、鉄筋コンクリートその他これに類する構造体（以下「鉄筋コンクリート等の構造体」という。）の室内側に断熱施工する方法をいい、「外断熱」とは、鉄筋コンクリート等の構造体の室外側に断熱施工する方法をいい、「両面断熱」とは、鉄筋コンクリート等の構造体の室内側及び室外側の両方に断熱施工する方法をいう。

※ 木造軸組構法、木造枠組壁工法又は鉄骨造において、「外張断熱」とは、屋根及び天井にあっては屋根たる木、小屋根及び軒桁の室外側、壁にあっては柱、間柱及びたて柱の室外側、外気に接する床にあっては床組材の室外側に断熱施工する方法をいい、「内張断熱」とは、壁において柱及び間柱の室内側に断熱施工する方法をいう。

※「土間床等」とは、地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないものをいう。

*【告示】『住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準 1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準』（令和4年11月7日国土交通省告示第1106号）

HPアドレス <https://www.mlit.go.jp/common/001880629.pdf>

(参考) みらいエコ住宅 2026 事業の対象となる断熱材の区分

断熱材の区分※1	熱伝導率 [W/m・K]	断熱材の種類例
A-1	0.052~0.051	<ul style="list-style-type: none"> ・吹込み用グラスウール断熱材(天井用) LFGW1052, LFGW1352, LFGW1852 ・吹込み用ロックウール断熱材(天井用) LFRW2552, LFRW2551, LFRW3051 ・インシュレーションファイバー断熱材(ファイバーボード) DIB, DIBP
A-2	0.050~0.046	<ul style="list-style-type: none"> ・グラスウール断熱材(通常品) GW10-48, GW10-49, GW10-50 ・グラスウール断熱材(高性能品) GWHG10-46, GWHG10-47 ・吹込み用グラスウール断熱材(天井用) LFGW2050 ・吹込み用ロックウール断熱材(天井用) LFRW2547
B	0.045~0.041	<ul style="list-style-type: none"> ・グラスウール断熱材(通常品) GW12-45, GW16-45, GW20-42 ・グラスウール断熱材(高性能品) GWHG10-43, GWHG10-45, GWHG12-43 ・ロックウール断熱材(LA, LB, LC) RWLA, RWLB, RWLC ・吹込み用ロックウール断熱材(天井用) LFRW2541, LFRW2545, LFRW3045 ・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材(4号) EPS4 ・ポリエチレンフォーム断熱材(1種1号, 2号) PE1.1, PE1.2
C	0.040~0.035	<ul style="list-style-type: none"> ・グラスウール断熱材(通常品) GW20-40, GW24-38, GW32-36, GW40-36 ・グラスウール断熱材(高性能品) GWHG14-38, GWHG16-37, GWHG16-38, GWHG20-35, GWHG24-35, GWHG24-36, GWHG32-35, GWHG20-36 ・ロックウール断熱材 RWLD, RWMA, RWMB, RWMC, RWHA, RWHB ・インシュレーションファイバー断熱材(ファイバーマット) IM ・吹込み用グラスウール断熱材(屋根・床・壁用) LFGW2040, LFGW2238, LFGW3240, LFGW3540, LFGW4036, LFGW3238 ・吹込み用ロックウール断熱材(天井用) LFRW2540, LFRW3040, LFRW3039 ・吹込み用ロックウール断熱材(屋根・床・壁用) LFRW6038 ・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材(2号, 3号) EPS2, EPS3 ・押出法ポリスチレンフォーム断熱材(1種) XPS1bA, XPS1bB, XPS1bC ・ポリエチレンフォーム断熱材(2種) PE2 ・吹込み用セルローズファイバー断熱材 LFCF2540, LFCF4040, LFCF5040 ・フェノールフォーム断熱材(2種1号, 3種1号) PF2.1A, PF3.1A ・フェノールフォーム保温板(3種1号) PF-B-3.1 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム(A種3) NF3
D	0.034~0.029	<ul style="list-style-type: none"> ・グラスウール断熱材(通常品) GW80-33, GW96-33 ・グラスウール断熱材(高性能品) GWHG20-34, GWHG24-34, GWHG28-33, GWHG28-34, GWHG32-34, GWHG36-32, GWHG38-32, GWHG40-34, GWHG48-33 ・ロックウール断熱材 RWHC ・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材(1号) EPS1 ・押出法ポリスチレンフォーム断熱材(2種) XPS2bA, XPS2bB, XPS2bC ・ポリエチレンフォーム断熱材(3種) PE3 ・フェノールフォーム断熱材(2種2号) PF2.2A I, PF2.2A II ・硬質ウレタンフォーム断熱材(1種) PUF1.1 ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム(A種1, 2) NF1, NF2
E	0.028~0.023	<ul style="list-style-type: none"> ・押出法ポリスチレンフォーム断熱材(3種) XPS3aA, XPS3bA, XPS3aB, XPS3bB, XPS3aC, XPS3bC ・フェノールフォーム断熱材(2種3号) PF2.3A ・硬質ウレタンフォーム断熱材(1種, 2種, 3種) PUF1.2, PUF1.3, PUF2.1A, PUF2.2A, PUF2.2B, PUF2.3, PUF2.4, PUF3.1A, PUF3.1B, PUF3.1C, PUF3.1D, PUF3.2A, PUF3.2B, PUF3.2C, PUF3.2D ・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム(A種1H, 2H) NF1H, NF2H
F	0.022 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・押出法ポリスチレンフォーム断熱材(3種) XPS3aD, XPS3bD ・フェノールフォーム断熱材(1種1号, 2号, 3号) PF1.1A, PF1.2C, PF1.2D, PF1.2E, PF1.3B ・フェノールフォーム保温板 1種2号 PF-B-1.2 ・硬質ウレタンフォーム断熱材(2種) PUF2.1B, PUF2.1C, PUF2.1D, PUF2.1E, PUF2.2C, PUF2.2D, PUF2.2E, PUF2.2F

※1 JIS A 5901:2018 で規定されるポリスチレンフォームサンドイッチ稲わら畳床のうち、PS-C25、PS-C30、及び、JIS A 5914 で規定される建材畳床のうち、KT-II、KT-III、KT-K(1種 b※2)、KT-N(1種 b※2)については、断熱材区分 A-1~C と同様の断熱材区分として取り扱うこととする。また KT-K(3種 b※2)、KT-N(3種 b※2)については、断熱材区分 D と同様の断熱材区分として取り扱うこととする。ただし、押出法ポリスチレンフォーム断熱材の種類について表記が無い場合は、断熱材区分 A-1~C と同様の断熱材区分として取り扱うこととする。

※2 JIS A 9521:2022 で規定される押出法ポリスチレンフォーム断熱材の種類を示す。

【出典】みらいエコ住宅 2026 事業 ホームページより

躯体の断熱改修 ●断熱材の区分



省エネ設備機器等の要件等

設備の工事種別	適用		要件等・備考
	省エネ基準レベル	ZEH水準レベル	
(7)太陽熱利用システム ※1、※7	○	○	強制循環式のもので、JIS A4112 :2020 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113 :2021 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること）。
(i)高断熱浴槽 ※1、※7	○	○ ※4	JIS A5532 :2011 に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。
(ii)高効率給湯機 ※2、※7			
電気ヒートポンプ給湯機（エコキュート）	○	○ ※5	JIS C 9220 :2018 に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が 2.7 以上（寒冷地仕様）であること。
潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）	○	○ ※5	給湯暖房器にあつては、給湯部熱効率が 94% 以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が 83.7% 以上であること。
潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）	○	○ ※5	油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が 94% 以上であること。石油給湯機の直圧式にあつては、モード熱効率が 81.3% 以上であること。石油給湯機の貯湯式にあつては、74.6 %以上であること。
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）	○	○	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705）が 102 %以上であること。
(e)節湯水栓 ※3、※7	○	○ ※6	JIS B2061:2017 に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。 ※ ZEH水準にあつては、節湯水栓のうち、浴室シャワー水栓に限る。
(4)燃料電池システム（エネファーム） ※2	○	○	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。（燃料電池発電ユニットの後付けも可）
(カ)コージェネレーション設備 ※2	○	○	燃料電池発電ユニット ・燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。（燃料電池発電ユニットの後付けも可） ガスエンジン給湯器 ・ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットの JIS 基準（JIS B 8122）に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準（LHV 基準）で 80 %以上であること。
(キ)蓄電池 ※1、※7、※8	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・定置用リチウムイオン電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和4年度以降登録・公表されている蓄電システムであること。 ・太陽光発電設備に接続する蓄電池は、次の要件等に該当するものとする。 <p>(1)対象設備の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 定置用で常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池を使用していること。 イ 蓄電容量が 17.76 kWh 未満であるもの。 ウ 電力会社の電力系統に連系できること。 エ 未使用品であること。 <p>(2)助成対象となる費用</p> <p>蓄電池部、電力変換装置（蓄電池及び太陽光発電に併用できるものも含める）、配線、配線器具、その他付帯機器等の購入及び据付工事に関する費用。ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。</p>

(イ)LED照明	○	○	工事を伴うものに限る。
(ク)節水型トイレ ※3、※7			
掃除しやすい機能を有するもの以外	○	○	(1)~(3)のいずれかと同等以上の性能を有すること。 (1)JIS A5207:2011 に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」又は「洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」 (2)JIS A5207:2014 に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」又は「専用洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」 (3)JIS A5207:2019 又は JISA5207:2022 に規定する「タンク式Ⅱ形大便器」又は「専用洗浄弁式Ⅱ型大便器」
掃除しやすい機能を有するもの	○	○	上記の節水に関する基準に加え、(1)~(3)のいずれかを満たすトイレであること。 (1)総高さ 700mm 以下に低く抑えていること。 (2)背面にキャビネット（造作されたものを除く。）を備え、洗浄タンクを内包していること。 (3)便器ボウル内を除菌する機能を備えていること。（第三者機関により、99%以上の除菌性能が評価されていること。ただし、便器ボウル表面の加工技術のみによるものは除く。）
(カ)空気清浄機能・換気機能付きエアコン（省エネ基準対応・寒冷地仕様） ※1、※9、※10	○	○	次のいずれかに該当する試験機関等で効果が確認された空気清浄機能を有する寒冷地仕様エアコン又は換気機構を有する寒冷地仕様エアコンのうち、最新の省エネ基準達成率が100%以上であること。 (1)国、地方公共団体又は独立行政法人（以下「国等」という。）が運営する試験機関等 (2)国等の認可等を受けた試験機関等 (3)法令又は条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等
(キ)太陽光発電設備 ※2、※8	○	○	(1)対象設備の要件 次の全ての要件に適合すること。 ア 蓄電池と接続し、発電した電気が設置される住宅において消費されること。 イ 太陽電池モジュールの合計出力が 10kW 未満の設備であること。 ウ 余剰型配線であること。 エ 電力会社の電力系統に連系できること。 オ 未使用品であること。 (2)助成対象となる費用 太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電量表示装置、売電電力量計、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用。ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。

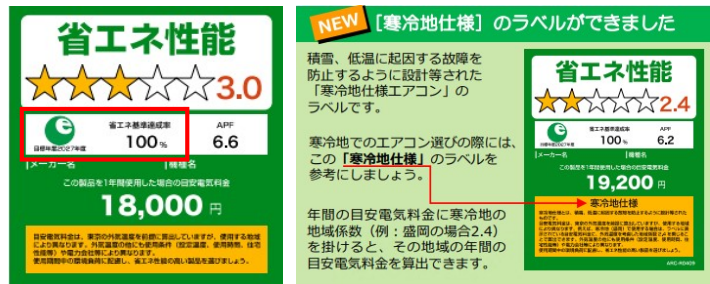
- ※1 申請のあった住宅に対して設置する設備の種類ごとに、1台分までを助成対象とする。
- ※2 申請のあった住宅に対して設置するエコキュート、エコジョーズ、エコフィール、ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機、エネファーム、コージェネレーション設備のいずれか1台分を助成対象とする。
- ※3 申請のあった住宅に対して設置する台数分を助成対象とする。
- ※4 ZEH水準の適用において、「ハイブリッド給湯機、エネファーム、コージェネレーション設備」のいずれかとセットの場合又は「エコキュート、エコフィール、エコジョーズ」のいずれかと節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る。）と3つセットの場合に限る。（既設も可）
- ※5 ZEH水準の適用において、節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る。）と高断熱浴槽と3つセットの場合に限る。（既設も可）
- ※6 ZEH水準の適用において、浴室シャワー水栓で、「ハイブリッド給湯機、エネファーム、コージェネレーション設備」のいずれかとセットの場合又は「エコキュート、エコフィール、エコジョーズ」のいずれかと高断熱浴槽と3つセットの場合に限る。（既設も可）
- ※7 太陽熱利用システム、高断熱浴槽、高効率給湯機、節湯水栓、蓄電池（太陽光発電設備に接続するものは除く。）、節水型トイレについては、みらいエコ住宅2026事業（Me住宅2026）において登録されているエコ住宅設備を助成対象とすることができる（要件等に適合するもの）。
- ※8 太陽光発電設備及び太陽光発電設備に接続する蓄電池については、両方を設置する場合に助成対象とする。ただし、既に太陽光パネルが設置されている住宅に、蓄電池のみを設置する場合については助成対象とする。

※9 省エネ基準対応・寒冷地仕様については、省エネラベルの表示または省エネ型製品情報サイトで確認する。

※10 空気清浄機能・換気機能付きエアコンについては、みらいエコ住宅 2026 事業 (Me 住宅 2026) において登録されているものを助成対象とすることができる (要件等に適合するもの)。

《(1) 空気清浄機能・換気機能付きエアコン》
省エネ基準対応・寒冷地仕様とは、
2027 年度の省エネ基準達成率 100%以上
(グリーンマーク)で寒冷地仕様を明示する製品とする。

該当製品は「省エネ型製品情報サイト」で
ご確認できます。



出典：資源エネルギー庁 リーフレット引用



助成事業の手續の流れ

申請者

小樽市

事前協議

助成金交付申請書提出

- ・助成金交付申請書類
- ・添付書類（住民票など）
- ・工事に関する申請書類
図面、見積書、
製品カタログ等

助成金交付決定通知書受取

工事着手

助成事業完了届提出
(原則、1月末日まで)

- ・工事完了届出書類
- ・工事完了に関する書類

助成金確定通知書受取

助成金交付請求書提出
(2月末日まで)

助成金受取

申請受付
(先着順)

工事内容確認

適合

助成金交付決定通知

完了届出受付

完了検査実施

合格

助成金確定通知

助成金交付請求書受付

請求書確認

助成金交付

注意事項

- 助成金の交付決定を受ける前に、既に工事に着手している場合は対象となりません。
- 工事内容が基準に適合しない場合は、助成金の交付ができません。
- 助成金交付決定日以降に工事着手してください。
- 助成対象の工事内容が変わった場合は、速やかに変更届を提出してください。
ただし、助成金の増額の変更はできません。



助成金交付申請書及び完了届出添付書類一覧

助成金交付申請書類		【部分改修】
●助成金交付申請書及び添付資料（助成金計算書：部分改修 省エネ基準又はZEH水準）	様式第1号のほか、様式第1号添付資料1又は2のうち、申請内容に応じたものを提出	
●各種公的支給や助成金交付申請に関する申出書	様式第2号	
●委任状	業者の方に各種手続を依頼する場合に必要	
●同意書	住宅が共有名義の場合、他の共有者の方の施工同意が必要	
添付書類		
●住民票の写し ※住宅所有者が市内に居住していることを確認（助成限度額の割り増しを受ける場合は、世帯構成、続柄、生年月日が確認できる全員分のもの）	戸籍住民課	
●市税に滞納がないことの証明書（最新のもの）	市民税課	
●エコリフォームを行う住宅の所有者が確認できる書類 下記のいずれか ※共有名義の場合、「登記簿謄本」又は「登記簿事項証明書」を添付すること		
・「登記簿謄本」（3か月以内のもの）	法務局	
・「登記簿事項証明書」（3か月以内のもの）	法務局	
・工事を行う家屋の「評価証明書」（原本）	資産税課	
・「固定資産税・都市計画税納税通知書の写し」（最新のもの） ※「表紙」と「課税資産の明細書」の部分をコピー	住宅所有者様	
●エコリフォームを行う住宅が、昭和56年6月1日以降に着工されたものであることが確認できる書類（検査済証の写し、又は建築証明等）	検査済証の写しは住宅所有者様、建築証明は建築指導課	
工事に関する申請書類		
●工事見積書 ※モデル工事費の設定がないものについては、複数業者の見積書が必要	工事項目、製品名称や製品型番等、規格、数量の記載があるもの	
●付近見取図	工事場所がわかるもの	
●改修箇所及び内容を示す図面等（平面図、立面図等）	<ul style="list-style-type: none"> 開口部の大きさや断熱材の厚さ・施工範囲など、助成対象部分の内容を示した図面 国交省の支援事業に登録された建材等やカタログ等の建材等の使用は、それらの製品型番や製品番号などを明示する 	
●改修しようとする箇所の写真（A4版縦に3枚程度の写真を印刷又は貼付け）		
・施工箇所（全申請箇所）の写真	・既存の材質や全体が確認できるよう撮影	
・既存性能が確認できる写真	・既存の建材や設備等について、製品番号や型番、性能等が確認できるラベル等を撮影	
●改修後の使用建材等の性能及び規格等を示すもの	・窓、ガラス、断熱材、省エネ型設備機器等の性能が分かるカタログの写し等	

助成の対象とならない場合も考えられますので、事前の相談をお願いいたします。

工事完了届出書類

●助成事業完了届	様式第9号
----------	-------

工事完了に関する書類

●費用の支払いを証する領収書の写し	
●申請した内容で施工したことを確認できる書類 下記のいずれか又は両方	
●納品書又は出荷証明書	・申請書に添付したカタログの写し等に記載されている型番が確認できるもの
●性能証明書	・使用した数量や大きさ等が確認できるもの
●工事写真（A4版縦に3枚程度の写真を印刷又は貼付け）	
●施工中、施工後の写真	・できるだけ申請時の写真と同位置から撮影すること ・断熱材を施工する場合は、各部位ごとに必要厚さの施工状況が確認できるよう撮影
●使用材等の性能が確認できる写真	・建材や設備等の製品名、型番、厚さ、性能、使用数量など、申請した内容で施工したことが確認できる写真を撮影すること
●建築基準法に規定する検査済証	増築等で確認申請を要した場合

※必要に応じて他にも書類の提出を求めています。

助成交付金請求書類

※完了届と一緒に提出可（日付、通知番号空欄）

●助成金交付請求書	様式第11号
-----------	--------

変更申請書類

助成金額、工事内容等に変更が生じた場合【部分改修】

●助成事業変更承認申請書	・様式第5号
●様式第1号添付資料1又は2のうち、必要なもの	・様式第1号添付資料1又は2 (助成金額に変更が生じた場合に、当初申請の添付資料を変更後の内容で提出ください。)

工事に関する変更書類

●工事見積書 ※モデル工事費の設定がないものについては、複数業者の見積書が必要	・助成対象工事費に変更が生じた場合
●変更内容が確認できる書類	・平面図、立面図等
●対象工事の施工前の写真	・変更箇所が写真で確認できるもの ・A4版縦に3枚程度の写真を印刷又は貼付け

※必要に応じて他にも書類の提出を求めています。



■変更に伴い対象基準額が増額されても、交付決定した助成金を増額することはできません。
また、変更内容によっては助成金を減額する場合があります。

取りやめ届

工事を取りやめる場合

●助成事業取りやめ届	様式第8号
------------	-------